

流山市生涯学習センター駐車場管理規則（平成25年2月18日教育委員会規則第1号）

最終改正:

改正内容:平成25年2月18日教育委員会規則第1号〔平成25年2月18日〕

○流山市生涯学習センター駐車場管理規則

平成25年2月18日教育委員会規則第1号

流山市生涯学習センター駐車場管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、流山市生涯学習センターに設置する駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第2条 駐車場の使用時間は、入場した日の午前8時30分から午後9時15分までとする。ただし、流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年流山市条例第31号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が、特に必要があると認めるときは、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、これを変更することができる。

（休場日）

第3条 駐車場の休場日は、条例第8条の規定により、流山市生涯学習センターの休館日とされた日とする。

（車両の制限）

第4条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する大型自動車は、駐車場に駐車することができない。

（使用の制限）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の使用を制限することができる。

- （1）その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2）駐車場の施設、設備等を汚損し、又は他人の迷惑になる行為をするおそれがあるとき。
- （3）前2号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（使用方法）

第6条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、入場する時に駐車場の入口に設置されたゲートにおいて発券される駐車券を受け取らなければならない。

2 使用者は、退場する時に自動料金精算機に駐車券を挿入し、当該自動料金精算機に表示された額の駐車場利用料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、マイクロバス及び自動二輪車を駐車する場合の利用料金の支払方法は、教育委員会が別に定める。

4 使用者は、駐車場内の所定の場所又は誘導員の指示した場所に駐車しなければならない。

（利用料金の免除）

第7条 条例第18条の規定により利用料金を免除することができる者は、次に掲げる者とする。

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知事が交付する療育手帳の交付を受けている者で、交通手段が自動車に限定されるもの及びその介護者
- （2）市、教育委員会又は指定管理者が主催又は共催する事業の事業者及び講師
- （3）公的機関の職員等で公務で来館した者
- （4）学校活動に伴って来館した児童、生徒及びその引率者
- （5）市、教育委員会又は指定管理者が招へいした者
- （6）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （2）飲食し、又は火気を使用しないこと。
- （3）使用に際しては、職員又は誘導員の指示に従うこと。
- （4）駐車場の施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。
- （5）危険物を持ち込まないこと。
- （6）許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- （7）許可を受けないで、備品、器具等を移動しないこと。

（損害賠償）

第9条 使用者は、故意又は過失により施設、設備等を毀損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 駐車場内での事故、盗難等については、指定管理者及び教育委員会は責任を負わないものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

2 流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年流山市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

---